

立川市都市計画審議会

平成30年8月21日(火)

○日 時 平成30年8月21日(火曜日)午後3時00分

場 所 立川市役所 208・209会議室

○出席委員(15名)

会 長 14番 古 川 公 毅 君

副 会 長 10番 高 橋 賢 一 君

1番 伊 藤 大 輔 君

2番 伊 藤 幸 秀 君

3番 片 野 勸 君

4番 門 倉 正 子 君

5番 上 條 彰 一 君

6番 木 原 宏 君

7番 小 松 清 廣 君

8番 佐 藤 淳 一 君

9番 鈴 木 豊 君

11番 対 馬 ふみあき 君

12番 廣 瀬 武 生 君

15番 増 田 哲 生 君

17番 山 本 洋 輔 君

○欠席委員(2名)

13番 古 市 壮 吾 君

16番 水 野 理 沙 君

*古市委員の代理として青山交通課長が出席

○出席説明員

市 長 清 水 庄 平 君

副 市 長 田 中 良 明 君

まちづくり部長 小 倉 秀 夫 君

都市計画課長 武 藤 吉 訓 君

都市計画係長 串 田 直 隆 君

都市計画係 早 井 智 子 君

都市計画係 中 内 祐 太 君

都市計画係 塩 塚 晃 君

ごみ減量化担当部長 野 澤 英 一 君

新清掃工場準備室長 卯 月 寿 一 君

新清掃工場準備室庶務係長 藤 野 敦 史 君

新清掃工場準備室施設係長 村 野 克 敏 君

○議事次第

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

1. 案件審査会

諮問第1号

立川都市計画 ごみ焼却場(第2号 立川市ごみ焼却場)の決定(案)について(立川市決定)

諮問第 2 号

立川都市計画 用途地域の変更（案）について（立川市決定）

諮問第 3 号

立川都市計画 高度地区の変更（案）について（立川市決定）

諮問第 4 号

立川都市計画 防火地域及び準防火地域の変更（案）について（立川市決定）

諮問第 5 号

立川都市計画 地区計画（立川基地跡地昭島地区地区計画）の変更（案）
について（立川市決定）

2. その他

4 閉 会

開会 午後3時00分

○武藤都市計画課長 皆様、こんにちは。本日は、立川警察署長の古市委員が公務のため欠席ということで、かわりに青山交通課長にご出席いただいております。また、水野委員から欠席のご連絡をいただいております。

それでは、ただいまより都市計画審議会を開催したいと存じます。

審議会開催に当たり、まず市長からご挨拶を申し上げます。

○清水市長 こんにちは。本日はお忙しいところ都市計画審議会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。また、ご出席の皆さん方におかれましては、常日ごろから立川市の行政、あるいは町の治安等さまざまな形でご協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げる次第でございます。

本日は、市議会議員の任期満了によりまして、ただいま新たに7名の市議会議員さんを委員に任命させていただきました。これからも立川市のまちづくりにご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

現在、本市で最大の課題というのは、新清掃工場の建設ということでございます。本日の審議内容につきましても、あらかじめその清掃工場に関連する内容となっております。ぜひ慎重なご審議をお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○武藤都市計画課長 ありがとうございます。

では、会長、進行をよろしくお願いいたします。

○古川会長 それでは、案件審査会を開催いたします。

○武藤都市計画課長 では最初に、清水立川市長より諮問をお願いいたします。

○清水市長 立川市都市計画審議会会長 古川公毅殿。立川市長 清水庄平。

都市計画について（諮問）。

貴審議会に下記の事項について諮問します。

記。

1 諮問第1号「立川都市計画 ごみ焼却場（第2号 立川市ごみ焼却場）の決定（案）について（立川市決定）」。

2 諮問第2号「立川都市計画 用途地域の変更（案）について（立川市決定）」。

3 諮問第3号「立川都市計画 高度地区の変更（案）について（立川市決定）」。

4 諮問第4号「立川都市計画 防火地域及び準防火地域の変更(案)について(立川市決定)」。

5 諮問第5号「立川都市計画 地区計画(立川基地跡地昭島地区地区計画)の変更(案)について(立川市決定)」。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○古川会長 承ります。

ただいまお預かりいたしました。

傍聴人はいらっしゃいますか。

(「いらっしゃいません」と呼ぶ者あり)

○古川会長 それでは、案件審査に入ります。

まず、本日審査いたします案件は、諮問第1号 立川都市計画 ごみ焼却場(第2号立川市ごみ焼却場)の決定(案)について(立川市決定)、諮問第2号 立川都市計画 用途地域の変更(案)について(立川市決定)、諮問第3号 立川都市計画 高度地区の変更(案)について(立川市決定)、諮問第4号 立川都市計画 防火地域及び準防火地域の変更(案)について(立川市決定)、諮問第5号 立川都市計画 地区計画(立川基地跡地昭島地区地区計画)の変更(案)について(立川市決定)、以上5件でございます。これら5件の案件は、それぞれ密接に関係することから、説明は一括でお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○武藤都市計画課長 立川基地跡地昭島地区の都市計画の決定及び変更について、画面の説明内容に沿って説明いたします。

本日は、諮問第1号から第5号について審査いただきますが、5件とも立川基地跡地昭島地区の将来土地利用が具体化したことから行う都市計画の決定及び変更です。それぞれ密接に関係する案件であることから、5件まとめてご説明させていただきます。

まず、立川基地跡地昭島地区の位置と周囲の状況についてご説明いたします。

立川基地跡地昭島地区は、立川市の中西部の昭島市との市境に位置しております。当該地区は、北側に都営アパート、大山団地、東側に住宅地、南東に昭和記念公園があり、西側は昭島市に隣接しております。昭島市域には、法務省施設や公園、河川調節池が整備されております。立川市域では、北側から公園、ごみ焼却場、残堀川調節池として整備済み、または整備予定です。第2号公園(泉町西公園)は、東側と北側は区画道路が、

西側は残堀川が、南側は昭和記念公園が接しております。ごみ焼却場予定地は、東側は残堀川が、西側は区画道路が、南側が残堀川調節池が接しております。

当該地周辺の用途地域の指定状況です。右側が本市の、左側が昭島市の都市計画図です。

昭島地区の立川市域は現在暫定で第一種低層住居専用地域となっております。周辺の立川市域には、第一種中高層住居専用地域が接しております。昭島地区の昭島市域には、暫定の第一種低層住居専用地域のほか、土地利用が具体化された場所には、第二種住居地域が指定されております。

立川基地跡地昭島地区には、陸上自衛隊立川飛行場の航空法の制限がかかっております。陸上自衛隊の滑走路の標点を基準として制限がかかり、昭島地区の当該地における制限は40m弱の高さ制限が想定されます。

現況の状況写真です。右上から時計回りにご説明いたします。

①は、残堀川左岸の泉町西公園から南西方向にごみ焼却場予定地を撮影したものです。

②は、泉町西公園の南端から残堀川を下流に向かって撮影しております。左手が昭和記念公園の玉川上水口、右手がごみ焼却場予定地です。

③は、調節池の南側から北側に向かってごみ焼却場予定地を撮影したものです。写真奥の右側にあるのは、昭和記念公園の樹木です。

④は、ごみ焼却場予定地西側の昭島都市計画道路3・2・11号国営公園西線を南側から北に向かって撮影したものです。右奥の樹木が密になっている場所がごみ焼却場予定地です。

⑤は、ごみ焼却場予定地南西の幅員12mの区画道路から予定地を撮影したものです。

⑥は、ごみ焼却場予定地の昭島市との行政界方向を撮影したものです。

続いて、立川基地跡地昭島地区の背景と経緯をご説明いたします。

本地区に関係する上位計画は、「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「立川市都市計画マスタープラン」があります。

「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、立川基地跡地昭島地区では、にぎわいと活気があふれ、隣接する国営昭和記念公園の緑の活用や公園・緑地、公共施設及び環境保全用地の整備により、環境や景観に配慮された質の高い都市空間を形成としております。

「立川市都市計画マスタープラン」では、立川基地跡地昭島地区においては、新清掃

工場や地区公園の整備を進めますとしております。

これらの上位計画を踏まえ、今回の都市計画の決定及び変更を行うこととしております。

立川基地跡地昭島地区のまちづくりの経緯についてご説明いたします。

昭和52年11月に米軍立川基地、約460haが全面返還され、三分割答申により、「原則留保、例外公用・公共用利用」とされていた留保地の扱いが、平成15年の「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」により、「原則利用、計画的有効利用」と大きく方向転換されました。

平成24年3月には、市街化区域への編入及び土地区画整理事業等の都市計画決定を行い、同時に地区計画を決定し、目標と方針について決めました。

現在の清掃工場の建て替え移転先として、昭島地区が平成27年12月に予定地として発表され、平成29年4月には、土地区画整理事業により整備された道路や公園が供用開始され、現在に至っております。

今回の都市計画決定と変更の主な内容をご説明いたします。

今回の説明箇所について、大きく3分割して都市計画の決定と変更を行う予定です。

ピンク色の新清掃工場を含む区域については、都市施設の決定と用途地域、高度地区、準防火地域、地区計画の変更を行います。

緑色の泉町西公園を含む区域については、用途地域、高度地区、準防火地域、地区計画の変更を行います。

青色の残堀川調節池を含む区域については、今回変更はありません。

初めに、諮問第1号、都市施設であるごみ焼却場の都市計画決定についてご説明いたします。

お手元の資料では、1ページが計画書、2ページが計画図です。

立川市が当該位置にごみ焼却場の建設を決定したことから、都市計画法第11条及び建築基準法第51条の規定に基づき、ごみ焼却場を都市計画施設として定めるものです。

都市計画で決定すべき事項は、名称、位置、面積です。名称は立川市ごみ焼却場、位置は立川市泉町地内、面積は約1.3haです。

なお、前回3月の都市計画審議会において案件説明をした内容から変更した箇所がございます。備考欄の処理能力を前回の日当たり130tから日当たり120tに変更しました。これは、ごみ焼却場の整備内容の検討進捗に伴うものです。備考欄の処理能力は、法令

により都市計画に定めるべき事項ではありませんが、施設規模の指標として参考として計画書に記載するものです。

施設計画の詳細は、後ほど新清掃工場準備室長よりご説明いたします。

続きまして、諮問第2号 用途地域の変更、諮問第3号 高度地区の変更、諮問第4号 防火及び準防火地域の変更について一括してご説明いたします。

お手元の資料では、諮問第2号、用途地域の計画書が3ページから10ページ、諮問第3号、高度地区の計画書が11ページから16ページ、諮問第4号の防火及び準防火地域の計画書が17ページです。計画図は18ページに掲載しております。

今回の都市計画変更の対象地の変更前の用途地域、高度地区、防火及び準防火地域は、全て第一種低層住居専用地域、建蔽率30%、容積率50%、第一種高度地区、防火指定なしとなっております。

まず、泉町西公園を含む面積約5.1haの地区です。公園の整備に伴い、広範囲の利用を対象としたトイレや、管理事務所の設置を予定していること、一方、隣接する住宅地への配慮も必要なことから、用途地域を第二種中高層住居専用地域に変更する案としております。用途地域を第二種中高層住居専用地域にすることから、市の用途地域等に関する指定方針及び指定基準に従い、建蔽率60%、容積率200%、25mの第二種高度地区、準防火地域とする案としております。

次に、ごみ焼却場の予定地を含む面積約1.6haの地区です。都市施設であるごみ焼却場を都市計画決定する地区であること、施設の特性を考慮し、隣接する昭島市域が第二種住居地域、泉町西公園の北側が第一種中高層住居専用地域であることなど、周辺環境への配慮も必要であることから、用途地域を第二種住居地域とする案としております。用地地域を第二種住居地域にすることから、市の用途地域等に関する指定方針及び指定基準に従い、建蔽率60%、容積率200%とします。高度地区は、昭島市域の規制状況や北側の都営アパート等を含む範囲が25m第二種高度地区であることなどを踏まえた上で、都市計画施設が立地するという特性を考慮し、絶対高さの制限がない第二種高度地区とします。高さについては、地区計画で制限を設けます。防火地域は、準防火地域を指定します。

用途地域、高度地区、防火及び準防火地域の変更は以上です。

続いて、諮問第5号、立川基地跡地昭島地区地区計画の変更です。

お手元の資料では、19ページから21ページが計画書、22ページから25ページが変更概要として新旧対照表、26ページから28ページが計画図となっております。

先ほど背景・経緯として昭島地区のまちづくりの動向をご説明したように、平成24年3月に市街化区域の編入、土地区画整理事業の決定等に合わせの方針のみを定める現在の地区計画を決定しています。今回は土地の利用が具体化されましたので、具体的な制限を定める地区整備計画書を新たに定めるものです。

地区計画の説明スライドでは、都市計画変更にかかわる箇所を赤字で表示しています。名称、位置、面積は変更ございません。

地区計画の目標です。ここでは、立川市都市計画マスタープランの改定に合わせる変更をしております。

2段落目の後半の変更前は「公的土地利用の誘導」という部分を、変更後は「新清掃工場や地区公園の整備」に変更します。

土地利用の方針です。ここでは土地利用に合わせ、地区区分を分割しました。これまでの公的利用地区を公的利用地区A、Bと分割し、公的利用地区Aは、具体的に新清掃工場の配置と敷地の緑化について明記しています。調節池が整備される地区の公的利用地区Bについては、変更は行いません。これまでの公園等利用地区は、土地利用が公園と明確になったことから、公園利用地区と名称を変更します。

次のページに、地区区分の図を載せています。地区区分では、公的利用地区をAとBに分割いたしました。

地区施設の整備の方針です。ここでは、(2)の公園の整備方針について、広域な利用を想定し、利用対象を地域から市民に変更します。

建築物等の整備の方針です。ここでは、壁面の位置の制限等にかかわる(3)の「ゆとりある沿道空間等を確保し」という部分を「河川沿いの歩行空間をゆとりあるものとし」と変更します。

ここからは、新たに定める地区整備計画の内容です。

地区施設として、道路、公園、その他の公共空地を配置します。土地区画整理事業等により整備または整備予定の区画道路、公園を地区施設に位置づけます。その他の公共空地として、環境緑地を新清掃工場予定地の残堀川と調節池沿いの延長約305mについて、幅員の最低限度を1mとして樹木による緑化を位置づけます。

地区施設の名称番号は、立川基地跡地昭島地区全体での通し番号とする必要があり、既に昭島市域で決定された番号に続けて、途中からの番号となっております。

次のページで地区施設の位置を示します。

区画道路 3 号は、公園利用地区の北側から東側に位置する道路です。

区画道路 4 号は、昭島都市計画道路 3・2・11 号国営公園西線から公的利用地区 A につながる道路です。

公園 2 号は、公園利用地区内に位置づけます。

その他の公共空地として環境緑地 4 号を公的利用地区 A 内に設けます。残堀川沿いから調節池を抜け、都市計画道路へつながる歩行空間をよりゆとりのあるものとするため、幅員の最低限度を定め、原則として樹木により緑化します。残堀川沿いの環境緑地は、この後で説明する壁面の位置、壁面後退区域内における工作物の設置の制限とあわせて、河川沿いの歩行空間を都市施設による圧迫感を軽減するため、視覚的なゆとりを期待しています。

建築物等に関する事項です。建築物等の用途制限は、公的利用地区 A はごみ焼却場に、公園利用地区は公園に限定しております。

建築物の敷地面積の最低限度は、公的利用地区 A、公園利用地区とも建築物等の整備方針を踏まえ 1,000m²としています。

壁面の位置の制限は、公的利用地区 A は視覚的なゆとりが出るように、環境緑地と連動して敷地境界線から 1 m 以上離すこととしています。公園利用地区は、道路や河川に近接して建築物を建築することは想定していないため、制限は定めません。

壁面後退区域における工作物の設置の制限は、公的利用地区 A は、壁面後退部分においては工作物の設置を制限しています。公園利用地区は、壁面の位置を制限していないため、工作物の設置の制限は定めません。

建築物等の高さの最高限度は、新清掃工場予定地が隣接する土地利用は、大規模公園と公共公益施設に限られること、当該施設と北側の都営アパートなどの住宅地の間には公園があり、住宅地の用途地域が第一種中高層住居専用地域で、高度地区が 25m の最高限度があること、また隣接する昭島市域は、地区計画により 30m の最高限度を定めていることなど周囲の状況を考慮し、立地する土地、施設の特性を踏まえ、建築物の高さの最高限度は 30m に制限することとしております。公園は、緑のオープンスペースとして機能を考慮して、これまでどおり 10m に制限することとしています。煙突は工作物であるため、建築物についてのこの高さの最高限度の対象外となります。

建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限は、公的利用地区 A、公園利用地区ともに立川市景観計画の定めるところによるとし、立川市景観計画のルールに従うことと

しております。

緑化率の最低限度は、公園利用地区は公園利用のため十分な緑化が想定されているため、制限は定めないこととしております。公的利用地区Aの緑化率の最低限度は、周囲の環境に配慮して、東京都における自然の保護と回復に関する条例の緑化率の算定式に5%割り増しをした数値とすることとしております。施設計画によりませんが、緑化率は12%から15.6%となります。

これまでの経過をご説明いたします。

都市計画の原案の縦覧を4月10日から2週間行い、縦覧者はいませんでした。あわせて地区計画原案についての所有者や関係者からの意見の受け付けを3週間行い、意見書の提出はありませんでした。

原案説明会では、縦覧期間中の4月12日、14日に上砂会館で、15日に昭島市の富士見会館で行い、3回で合計55名の方が参加されました。

その後、5月下旬から6月下旬に都市計画法第19条の東京都知事協議を行いました。この際、東京都は本件の協議のために必要であることから、同法第19条第5項の規定に基づき、本地区が隣接する昭島市へ意見照会をしました。昭島市から東京都へは、ごみ焼却場の都市施設決定、用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の変更については、特に意見はありませんとの回答がありました。

地区計画については、昭島市から「将来、立川基地跡地昭島地区地区計画区域内の残堀川沿いの土地にかかる地区整備計画書の策定にあたっては、残堀川対岸からの景観の視点で環境緑地の幅等を検討する予定であることをご承知おき願います。」との回答があったとのこと。また、これら昭島市からの意見、回答も踏まえ、本件都市計画案の内容を確認していただいた結果、東京都から立川市へは全5件について「都として意見はありません。」との協議結果の通知をいただきました。これを受けて市では、7月17日から2週間、都市計画の案の告示、縦覧、市民からの意見の受け付けを行い、この間、縦覧者は1人いらっしゃり、意見の提出はありませんでした。これらの手続を経て、本日都市計画審議会に全5件の決定と変更についての案を諮問しております。

引き続き、新清掃工場の詳細について、新清掃工場準備室長より説明いたします。

○卯月新清掃工場準備室長 新清掃工場準備室の卯月でございます。

新清掃工場整備に関する新清掃工場整備基本計画、生活環境影響調査、土地利用についてご説明させていただきます。

説明が少し長くなりますので、着座の上、説明させていただきます。

初めに、立川市新清掃工場整備基本計画についてご説明いたします。

立川市新清掃工場整備基本計画は、平成29年3月に作成しております。計画は、新清掃工場を整備し、熱回収や防災拠点などの付加価値を備えた施設に必要な基本的事項を取りまとめたものでございます。

この計画の中で新清掃工場が目指す施設として、次の5点を掲げています。1つ目、環境負荷のさらなる低減を図る施設、2つ目、安心・安全で安定した施設、3つ目、エネルギーの有効活用を推進する施設、4つ目、大規模災害時に機能が損なわれない施設、最後に市民から親しまれる施設でございます。

画面の図、左の図をごらんください。

市役所が地図のほぼ中央に位置し、現清掃工場が市役所の北東の若葉町にございます。新清掃工場の設置位置は、国営昭和記念公園の西側、立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業地区内にございます。

右側の図をごらんください。

土地区画整理事業地区約66haのうち、立川市の公的利用部分の約1.26haが整備基本計画策定時の設置予定地でございます。計画の具現化を検討する中で、昭島市域の約1.17haを含めた約2.4haを設置予定地とすることとしております。

次に、施設規模についてご説明いたします。

整備基本計画では、平成34年の年間計画処理量、災害廃棄物及び広域支援の受け入れ量等から施設規模を日当たり130tと設定し、必要に応じて見直すこととしておりました。平成29年11月に設置した事業者選定審議会の審議の中で、施設の安定運転を行うことを考えたとき、施設規模が過大との指摘があったことから、平成29年度の燃やせるごみの量の実績等を踏まえ、施設規模ごとに想定される運転状況をお示しし、再度審議会でご意見、ご助言をいただき、平均的な運転率を高めるため、災害廃棄物及び広域支援の受け入れ量の割合を計画年間処理量の15%から10%に見直し、平成30年6月21日に庁内の立川市清掃工場移転問題対策本部において施設規模を日当たり120tとする決定をいたしております。都市計画法19条協議の時点では、基本計画に定めた施設規模、日当たり130tで進めざるを得ない状況でありましたが、施設規模について日当たり120tと決定したことから、17条協議の手続からは日当たり120tに変更して手続を進めてまいりました。

次に、生活環境影響調査についてご説明いたします。

環境影響調査法では、高速道路や飛行場、火力発電所など事業の種類に応じて対象となる要件が定められておりますが、清掃工場は対象外となっております。東京都環境評価調査条例でも、200t未満の清掃工場、焼却施設は対象外となっております。

一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一般廃棄物処理施設の設置届の提出時には、生活環境に及ぼす影響について調査結果を記載した書類を添付しなければなりません。そのため、原則として全ての清掃工場、焼却施設について実施が義務づけられております。新清掃工場の施設規模は日当たり120tとしているため、環境影響評価法及び東京都環境影響評価条例の対象とはなりません。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境に及ぼす影響について、調査結果を記載した書類を添付する必要があります。

環境アセスメントは、開発事業の内容を決めるに当たって環境にどのような影響を及ぼすかについてあらかじめ調査、予測、評価を行い、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画をつくり上げていくという制度でございます。東京都内においては、国が定めた環境影響評価法及び東京都が定めた環境影響評価条例に基づくアセスメントがございます。今回の新清掃工場につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による環境影響調査を行っております。

調査・予測項目につきましては、新清掃工場整備基本計画検討委員会などでの意見を参考に、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針で示されている標準的な3項目、大気汚染、悪臭、騒音・振動に東京都環境影響評価条例などを参考とする9項目を加えた12項目として実施しております。生活環境影響調査の結果は、12の調査項目全て、予測評価において目標を満足するという分析結果となっております。

生活環境影響調査の結果についてでございます。

廃棄物処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定及び立川市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例に基づき、生活環境影響調査の結果を調査書に取りまとめ、調査書の縦覧、意見書の提出を受け付けるとともに、住民説明会を開催しております。

生活環境影響調査書の縦覧につきましては、平成30年4月10日から5月10日まで、意見書の提出につきましては、平成30年4月10日から5月24日まで実施しております。意見書の提出については、今回ございませんでした。

次に、土地利用についてでございます。

平成29年3月に策定した立川市新清掃工場整備基本計画では、立川市の約1.26haを建築敷地としておりましたが、その後、防災機能、環境学習機能及び建築計画を具現化するためには、立川市域のみならず昭島市域について周辺地域への緩衝帯、緑地保全及び防災機能を持つオープンスペースとして活用することが不可欠との判断に至ったことから、昭島市域の約1.17haを含む約2.4haを建築敷地とすることといたしました。

建築基準法では、ごみ焼却場の建築に当たっては都市計画においてその敷地の位置を決定する必要がありますが、今回、ごみ焼却場として都市施設を決定する範囲は、これまでの地域への事業説明の経過などから、立川市域約1.26haのみとなっております。そこで、昭島市域の約1.17haを含めた約2.4haをごみ焼却場の建築敷地とするため、建築基準法第51条のただし書きの適用を受けるため、今後、本市から特定行政庁に申請をする予定としております。特定行政庁から本都市計画審議会に都市計画上の支障の有無について今後付議させていただくこととなります。

説明は以上でございます。

すみません。1つ忘れておりました。最後に事業スケジュールについてでございます。

一番上の新清掃工場整備基本計画につきましては、先ほど説明したとおり、29年3月に策定しております。

2番目の生活環境影響調査については、平成28年度から29年度に実施し、30年4月に説明会、縦覧等を行っております。

3番目に事業者選定につきましては、29年11月に立川市新清掃工場事業者選定審議会を設置し、現在までに5回開催しているところでございます。審議会の審議や庁内での検討を経て、本年7月5日に新清掃工場整備運営事業の実施方針を公表し、8月8日に基準仕様書案を公表しております。今後、10月上旬に入札公告及び入札説明書等の公表、31年3月下旬ごろに事業者を決定し、平成31年6月下旬には事業者との契約を行う予定としております。

契約締結後、4番の設計・工事・稼働開始に向けた試運転等を31年度から平成34年度にかけて行い、最後に34年度中に施設の稼働を予定しているところでございます。

以上でございます。

○古川会長　説明は終了しました。

それではまず、ただいま説明のありました諮問第1号から諮問第5号に関して、ご意見、ご質問等をまとめてお受けいたします。発言者は、どの諮問案件についてのご意見、

ご質問が明らかにした上でご発言ください。

どうぞ。

○上條委員 諮問第1号になると思います。この新清掃工場のごみ処理能力の関係ですけれども、3月の説明では日量130tということだったのが、120tへの変更ということで、先ほど担当の新清掃工場準備室長のほうからの説明では、いわゆる災害廃棄物及び広域支援の受け入れ、これの年間受け入れ量を当初は15%と見ていたけれども、10%ということで、その分が減ったので日量の処理能力が120tということで10t減ったという説明であったと思います。それで、いわゆるこういう災害だとか広域支援だとかということだけじゃなくて、従来、年間の燃えるごみそのものを減量していくんだということで、それによってさらにこの本体の処理能力そのものもできるだけ小さなものにすべきなんじゃないかというやりとりがあったと思いますが、ここら辺の検討というのはどういう形で行われたのかお答えをいただきたいと思います。

それから、高度地区の指定の関係等でありましてけれども、いわゆる新清掃工場の地域については、絶対高さの制限がつかない第二種高度地区になるということで、高さについては地区計画で定めるという説明でありました。そして、この地区計画の中では、いわゆる30mということでの高さ制限がされているんですが、従来、清掃工場などを建てる際には、煙突が40mから50mの高さになるんだというそういうことがいろいろと言われていたわけでありまして、そうすると30m以内にはおさまるということでいろいろ検討をされているということによろしいのかどうかお答えをいただきたいと思います。

それからもう1点は、やはり清掃工場との関係の説明の中で、土地利用の関係で、ごみ処理場の建築敷地の件で、立川市域と昭島市域含めて2.4haをその敷地とするということで、今後その特定行政庁から審議会への付議をさせてもらいたいという説明でありましたけれども、これはいつごろということを考えておられるのかお答えください。

以上3点です。

○古川会長 以上3点、よろしいですか。

○卯月新清掃工場準備室長 準備室のほうから2点お答えさせていただきます。

先ほどごみの減量の取り組みがどうなっているのかということですが、事業者選定審議会で審議していただいているときに、当初計画していたものと、施設の運転が施設容量の90%を下回るぐらいの稼働状況になるという話がありました。このときには安定させて運転することが非常に難しいというご指摘をいただいていたところでございま

す。その中で、平成29年度のごみ処理量の推計を見たところ、平成34年度の目標である約2万9,000tまで減っているという実態がございました。現段階で34年度に向けたごみ処理計画の計画値をクリアしているということで、施設を小さくしております。

ちなみに、煙突の高さにつきましては59mで予定をしておりますが、これは建築物と別で工作物になる予定になっておりますので、建築制限についてはかからないものと考えております。

土地利用の51条の手続につきましては、建築の計画通知を出す前になりますので、31年度になるかと考えております。これはあくまでも現在の予定でございます。

以上でございます。

○古川会長　よろしゅうございますか。

○上條委員　ごみ処理量の関係ですけれども、要は2万9,000tまで減っているということで、予定をした平成34年度の計画値をクリアできるとそういうことで、処理量については日量100t以内というそういう説明だったわけでありましたが、ごみ処理基本計画では、もっとごみ処理の減量を進めていくという計画だったんじゃないですか。そうすると、もっと努力をする、また市民の協力を得て努力をするということになれば、清掃工場の処理能力というのがもう少し小さくて済むということになるんじゃないかと思いますが、そこら辺はどのように考えられるのかお答えをいただきたいと思います。

それから、煙突の件は、建築物じゃなくて工作物だということで、別の対応ということになるんだと思いますが、そこら辺はどういう対応になるのかお答えをいただければと思います。

それから、特定行政庁の件は31年度中ということで、いわゆる今後の3月までの審議会の方に出てくるということで考えていくということですね。

○古川会長　よろしいですか。ご質問。

○上條委員　質問です。

○古川会長　そうですね。じゃ、教えてください。

○卯月新清掃工場準備室長　まず、計画より小さくするというのもできるのではないかとご質問かと思いますが、平成34年度のごみ処理の現在立川市が持っている計画は、2万9,196tというものがございます。これに基づいて交付金等の申請をしますので、これより小さくするという事はなかなか難しいだろうと考えております。

あと、煙突につきましては、先ほどお話ししたように工作物の扱いになりますので、

建築基準法の建築物としての高さ制限とはリンクしないと理解しております。

最後に、51条の手続になりますが、これは先ほど31年3月ということではなくて、31年度のどこかである程度の設計ができた段階で特定行政庁に51条のただし書きの申請をするという形になります。

以上でございます。

○古川会長　では、ほかにございませんか。

○片野委員　よろしいでしょうか。

○古川会長　どうぞ。

○片野委員　新清掃工場という基本的な考え方というより、先進地の事例などを見ると、清掃工場に対していろんなユニークな名前があるんです。僕もちょっと十数年前に沖縄で頼まれて、広報担当で南部広域行政組合で新清掃工場最終処分場をつくるというそういうときに、たまたま沖縄に2年数カ月広報担当で行ったわけですがけれども、そのときも随分名は体をあらわすじゃないけれども、名前が非常にやはり大事なんです。だから、そういう名前をただ単に新清掃工場とかごみ焼却場とかでなくて、もっと違った名称、そういったものもやはりこの公募なり、あるいはそういう議論するものをつくったり、何かそんなことで名称を、新しい名称をつくってはどうかなどは思うんですけども、このあたりはどんなふうにして考えていらっしゃるのか。

○古川会長　そういう考えがあるかということで、ご質問として伺っている。よろしいですか。

○卯月新清掃工場準備室長　まず、名称につきましてですが、都市計画決定上はごみ焼却施設という都市計画施設名になってございます。立川市の現在の清掃工場につきましては、都市計画決定上は塵芥焼却場だったかと思います。都市計画決定名と実体の名称については、必ずしも整合していないと認識しております。

この近隣の施設でございますと、例えば埼玉県のみじみ野市、三芳町にありますところなどは環境センターであるとか、そのほかクリーンセンターというような名称をつけているところもあるかと思えます。その辺につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○古川会長　よろしいですか。

○片野委員　はい。

○古川会長　ほかにご質問はございますか。

それでは、ご質問は終了しましたということで、今度は順次討論、採決を行いたいと思います。

まず、諮問第1号、一つ一つやってまいります。諮問第1号からいきます。立川都市計画　ごみ焼却場（第2号　立川市ごみ焼却場）の決定（案）について（立川市決定）について討論はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○古川会長　それでは、採決を行いたいと思います。

諮問第1号　立川都市計画　ごみ焼却場（第2号　立川市ごみ焼却場）の決定（案）について（立川市決定）は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○古川会長　それでは、異議なしと認め、諮問第1号については原案のとおりとすることにいたします。

次に、諮問第2号　立川都市計画　用途地域の変更（案）について（立川市決定）について討論を行います。討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○古川会長　それでは、採決を行いたいと思います。

諮問第2号　立川都市計画　用途地域の変更（案）について（立川市決定）は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○古川会長　それでは、異議なしと認め、諮問第2号については原案のとおりとすることといたします。

次に、諮問第3号　立川都市計画　高度地区の変更（案）について（立川市決定）につきまして討論を行います。討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○古川会長　それでは、採決を行いたいと思います。

諮問第3号　立川都市計画　高度地区の変更（案）について（立川市決定）は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○古川会長　異議なしと認め、諮問第3号については原案のとおりとすることといたし

ます。

次に、諮問第4号 立川都市計画 防火地域及び準防火地域の変更(案)について(立川市決定)について討論を行います。討論はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○古川会長 それでは、次に採決を行いたいと思います。

諮問第4号 立川都市計画 防火地域及び準防火地域の変更(案)について(立川市決定)は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○古川会長 それでは、異議なしと認め、諮問第4号については原案のとおりとすることといたします。

次に、諮問第5号 立川都市計画 地区計画(立川基地跡地昭島地区地区計画)の変更(案)について(立川市決定)につきまして討論を行います。討論はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○古川会長 それでは、次に採決を行いたいと思います。

諮問第5号 立川都市計画 地区計画(立川基地跡地昭島地区地区計画)の変更(案)について(立川市決定)は、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○古川会長 それでは、異議なしと認め、諮問第5号については原案のとおりとすることといたします。

それでは、この場で答申をお渡しすることになりますので、事務局で答申書を作成していただく間、暫時休憩とします。5分ほどかかるとお思いますので、4時10分からということで、4時10分再開とすることにしたいとお思います。よろしくお願ひします。

(休憩)

○古川会長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、答申書を読み上げ、市長に提出いたします。

立都審第3号、平成30年8月21日。

立川市長 清水庄平殿。立川市都市計画審議会会長 古川公毅。

都市計画について答申。

平成30年8月21日付立ま都第690号により立川市長から諮問のあった下記の事項について、8月21日開催の当審議会において、本市の実情を熟慮の上、各委員が忌憚なく意

見を述べ、この案件を慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記。

答申 1、諮問第 1 号 立川都市計画 ごみ焼却場（第 2 号 立川市ごみ焼却場）の決定（案）について（立川市決定）、原案は妥当である。

2、諮問第 2 号 立川都市計画 用途地域の変更（案）について（立川市決定）、原案は妥当である。

3、諮問第 3 号 立川都市計画 高度地区の変更（案）について（立川市決定）、原案は妥当である。

4、諮問第 4 号 立川都市計画 防火地域及び準防火地域の変更（案）について（立川市決定）、原案は妥当である。

5、諮問第 5 号 立川都市計画 地区計画（立川基地跡地昭島地区地区計画）の変更（案）について（立川市決定）、原案は妥当である。

以上。

以上でございます。

○清水市長 委員の皆さん、大変ご苦勞をかけました。ありがとうございました。

○古川会長 以上で、案件審査会は終了させていただきます。

○武藤都市計画課長 ここで市長は公務のため退席させていただきます。

○清水市長 ありがとうございました。

その他の議事録については、省略

○古川会長 それでは、本日の議事は全て終了いたしましたので、立川市都市計画審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後 4 時 3 5 分